

令和8年度 福井県福井少年運動公園屋内休憩所ネーミングライツ事業募集要項

1 目的

福井少年運動公園（こどもの国）は、福井運動公園に隣接し、次代をになう子どもたちの健全な成長を願い、自然の中での冒険や遊びを通して、体力づくりと豊かな情操を養うことを目的とした子供たちの総合公園であり、令和5年度には園内屋内休憩所に子ども向けの全天候型遊具等を整備した。

今回、屋内休憩所の愛称を命名する権利を売却してその対価を活用することにより、新たな自主財源の確保に取り組むほか、民間企業等との協働の促進や県民サービスの向上、さらには愛称をつけた施設の維持管理・運営に寄与することを通じ、施設の魅力向上を図るため、当該施設のネーミングライツを取得する命名権者を募集する。

2 募集対象施設の概要

別紙1参照

3 募集内容

(1) 命名条件

- ・以下のような愛称は不適切なものとして使用は認めないこととする。
 - ① 法律、法律に基づく命令、条例および規則等に違反しているもの
 - ② 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
 - ③ 青少年の健全な育成を阻害するものまたはそのおそれのあるもの
 - ④ 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
 - ⑤ 政治性または宗教性のあるもの
 - ⑥ 社会問題その他についての主義または主張に当たるもの
 - ⑦ 虚偽であるものまたは誤認されるおそれのあるもの
 - ⑧ 個人の氏名
 - ⑨ その他、公共の施設の愛称として適当でないと認められるもの
- ・当該施設が子どもの遊び場であることがわかる愛称とすることとし、親しみやすさや呼びやすさなど、県民の理解が得られ、子どもが覚えやすいものとする。
- ・愛称は、双方協議のうえ、選定委員会の意見を反映して修正する場合がある。
- ・今回募集する愛称は一般的に用いる呼称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行わない。また、条例上の名称や通称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮する場合がある。
- ・利用者の混乱を避けるため、契約期間途中での愛称の変更は、原則認めない。
- ・愛称は、第三者が有する知的財産権等の排他的権利を侵害してはならず、事前にこれを確認すること。
- ・愛称の使用が制限されるイベント等を開催する場合や、利用者と命名権者が競合する場合などにおいては、当該利用者からの要請を受けて、愛称の使用を行わない場合がある。
(なお、この場合でも、徴収したネーミングライツ料は返還しない。)

(2) 契約期間

- ・契約締結日から原則3年以上、最終年の年度末（3月31日）までとする。
 なお、年度途中で契約締結した場合、初年度は1年として計算する。
- ・当該契約期間満了時の契約更新に際しては、原則として優先交渉権（契約期間満了後、継続して契約する意向がある場合、他者に優先して県と交渉できる権利）を付与する。

(3) 愛称の使用開始予定日

契約締結日の月の翌月または翌々月の1日から

(4) ネーミングライツ料

2,500千円以上(年額・税込)

※契約締結日が年度途中になる場合の初年度のネーミングライツ料については、月割計算(小数点以下切り捨て)によって算出する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(5) 費用負担

愛称の使用に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとし、命名権者は(4)ネーミングライツ料とは別に費用負担すること。また、下記のほか、ネーミングライツ導入に起因して発生する費用の負担等については、県と命名権者で協議して決定する。

区 分	費用負担
敷地内外の看板の表示変更および新規作成 ※1、2	命名権者
契約終了後の原状回復	命名権者
印刷物 ※3、ホームページの表示変更 ※4	福井県

※1…県や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について実施する。

(別紙2)

※2…屋外に看板を表示する際は、福井県屋外広告物条例その他法令を遵守することとし、原則、ロゴマーク(イラスト・図案・記号(シンボルマーク)や、図案化・デザインされた文字(ロゴタイプ))は使用できない。

※3…新規作成分を対象とする。

※4…HP : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/undoukouen/syounen.html>

(6) 命名権者へのメリット

県のホームページや印刷物、看板へ愛称を表示することにより、法人名や商品名などの認知度向上が見込まれる。また、県有施設への経済的支援を通じた、社会貢献や地域貢献によるイメージアップも図られる。

なお、施設使用料免除などの命名権以外の特典の付与は行わない。また、命名権者からの提案は受付しない。

4 応募資格

- ・福井県県有施設のネーミングライツ導入に関する基本方針を遵守すること。
- ・以下のいずれにも該当しない法人を対象とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
 - ② 福井県から入札参加資格停止措置を受けている者、または福井県から不利益処分を受けている者

- ③ 行政機関等からの指導による改善がなされていない者
 - ④ 国税または地方税を滞納している者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
 - ⑥ 代表者等（役員および経営に事実上参加している者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ⑦ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）または暴力団員と密接な関係を有する者
 - ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
 - ⑨ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業を営む者
 - ⑩ その他、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど、命名権を取得させることが適当でないと思われる者
- ・ 募集の目的に賛同し、命名権者としてふさわしい資力および信用を備えた者であること。
 - ・ 福井県内に本社・本店または支店・営業所・事業所のいずれかを有すること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、選ばれた候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 前記の応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 提出書類等の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) その他不正行為があった場合

6 応募手続き

- (1) 募集期間：令和 8 年 3 月 19 日（木）から令和 8 年 4 月 10 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）
（土日・祝日を除く。）
※持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付
- (2) 提出場所：福井県福井市大手 3 丁目 17-1
福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁 5 階）
- (3) 提出書類：募集対象施設ごとに下記の書類を提出すること
 - ①ネーミングライツ取得申込書（様式第 1 号）
 - ②誓約書（様式第 2 号）
 - ③法人概要書（様式第 3 号）
（添付書類：役員名簿（様式第 4 号）、定款・規約またはこれらに類する書類）
 - ④直近 3 か年の決算報告書

⑤履歴事項全部証明書

⑥国税の納税証明書および県税の納税証明書（写し可）

- ・ 国税の納税証明書（その3の3）

（管轄の税務署が発行する「法人税」と「消費税及地方消費税」に滞納がない旨の証明書）

- ・ 都道府県税の納税証明書

（福井県が発行する「全ての県税」に滞納が無い旨の証明書）

※発行日が申込日から3か月以内のもの

⑦地域貢献活動等に対する支援の実績および今後の計画（様式第5号）

⑧その他（PRパンフレット等）

- (4) 提出方法：提出書類7部を郵送（簡易書留）または持参、あるいは、電子メールにて送信（電話で受信確認を行うこと。）すること。

※提出書類については返却しない。

(5) 質問の受付および回答

本募集に関する質問事項については、令和8年4月1日（水）午後5時までに、質問票（様式第6号）を電子メールにより、下記「12 問い合わせ先」に提出すること。質問に対する回答は、原則として質問者を特定できない内容で、令和8年4月6日（月）までに県ホームページに掲載する。

7 選定および結果通知

(1) 選定方法

福井県県有施設のネーミングライツ導入に関する基本方針に基づき設置する選定委員会において、次に定める基準により総合的に判断し、候補者およびその順位を選定する。なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定する。

(2) 選定基準

審査区分	審査項目	配点
A 応募者 状況	法令等を遵守しているか 応募資格を満たしているか ※要件を満たしていない場合は失格とする	—
	経営の安定性	10
	地域貢献等に対する支援の実績および今後の計画	20
B 愛称	命名条件を満たしているか 施設の設置目的やイメージに合っているか	25
C 契約条件	ネーミングライツ料は最低価格以上(年額・税込) となっているか	30
	契約期間は契約締結日から3年以上の期間であるか	15
合 計		100

審査の結果、各審査項目について、各選定委員の評価点を平均した合計点が、60 点に満たない場合、または、各審査項目に著しく低い評価点がある場合は、候補者を選定しないことがある。

(3) 選定結果の通知

選定委員会による選定後、速やかにすべての応募者に対して通知する。なお、選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

8 契約の締結

選定後、第 1 順位の候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、当該候補者を命名権者として決定し、福井県財務規則のほか関係法令等に基づき、契約を締結する。

選定の過程で、愛称に関して選定委員の意見があった場合には、双方協議のうえ、この意見を反映して修正する場合がある。

ただし、協議が整わないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、第 2 順位以下の候補者と順に協議を行う。次順位の候補者がいない場合は、県は命名権者の決定を一旦中止する。

ネーミングライツ料の納入時期や納入方法等については、後日、その詳細を通知する。

契約を締結した後において、命名権者が「5 応募資格」に定める要件を欠くこととなった場合、または社会的信用を損なう行為により県もしくは施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど、命名権者とすることが適当でないと思われる場合は、県は契約を解除することができることとする。この場合における原状回復等に必要となる費用は、命名権者の負担とし、支払われたネーミングライツ料は、返還しないものとする。

9 公表および愛称の普及・定着

契約締結後、県は速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ等を通じて命名権者、決定した施設の愛称およびネーミングライツ料等を公表する。

また、県は各種印刷物やホームページ等の広報媒体において、愛称を積極的に使用するとともに、報道機関や利用団体等の関係機関等に対して周知を図り、愛称の使用を働きかける。

10 注意事項

- (1) 応募者は、この募集要項および福井県県有施設のネーミングライツ導入に関する基本方針を熟読の上、応募すること。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 愛称を表示する看板の作成、掲出、修繕および撤去は命名権者が責任をもって行うこととし、これに要する経費は、命名権者の負担とする。また、愛称の表示期間中、県から内容の修正等の指示を受けた場合には従うこと。
- (4) 契約を終了する場合は、命名権者の責任において原状回復すること。
- (5) 応募者は、命名権者の選定後において、この募集要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 命名権者は、愛称の内容その他愛称に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

- (7) 情報公開請求があった場合、福井県情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがある。
- (8) 福井県県有施設のネーミングライツ導入に関する基本方針やこの募集要項に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとする。

1 1 応募から愛称の使用開始までのスケジュール

- (1) 応募書類・質問の受付
- (2) 候補者の選定（選定委員会の開催）
- (3) 結果通知
- (4) 協議、契約
- (5) ネーミングライツ料の納入
- (6) 愛称の表示の準備
- (7) 愛称の使用開始

1 2 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課（県庁5階）

担当：中沢、西本、高橋

T E L : 0776-20-0746 F A X : 0776-20-0664

E-mail : sports@pref.fukui.lg.jp